

(L5) 技術評価制度に関する規程

平成20年3月19日 制 定
平成21年7月17日 一部改正
平成23年11月18日 〃

第1章 総則

(主旨)

第1条 この規程は、土木学会技術推進機構運営規程第3条に基づき、技術推進機構（以下「機構」という。）が行う技術評価制度の実施に必要な事項を定める。

(技術評価の目的)

第2条 機構が実施する技術評価の目的は次のとおりとする。

- (1) 国内外で新しく研究・開発された土木に関連する技術（以下、材料も含む。）がその開発の趣旨に適合しているか否か、それが国際的に通用するとともに、実際の計画、設計、施工に適用できるものであるかを、第三者の立場で公平に評価することにより、技術開発の成果の普及、ひいては、土木技術の発展に寄与すること。
- (2) 海外で開発された技術を我が国で活用しようとする場合に、その適用性を評価することにより、円滑な導入を支援すること。
- (3) 工事の計画段階における技術評価や技術コンペ方式による入札における技術評価を中立公正な立場で行うことにより、より良い社会資本の形成に寄与すること。

(評価対象技術)

第3条 機構が実施する技術評価の対象分野については、別途定めるものとする。

第2章 技術評価制度検討委員会および技術評価委員会

(技術評価制度検討委員会)

第4条 技術評価制度に関する重要事項の審議ならびに事業の円滑な運営と推進のために「技術評価制度検討委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

(技術評価委員会)

第5条 委員会は、技術評価の適正かつ公正な実施のために、評価対象技術ごとに「技術評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第6条 委員会ならびに評価委員会の所掌事項、運営については、それぞれ「技術評価制度検討委員会規則」および「技術評価委員会規則」においてこれを定める。

第3章 技術評価

(依頼者)

第7条 一般および会員が技術評価を依頼できる。

(受付審査)

第8条 評価の依頼があった場合は、第5条に定める「評価委員会」が、別途定める「受付審査基準」に基づき審査を行い、受付の可否を決定する。

(評価および報告)

第9条 評価委員会は、評価依頼項目に関して評価を実施し、評価の詳細を取りまとめた「技術評価報告書」を委員会に報告する。

2 委員会の長は、報告書の概要を理事会に報告する。

(技術評価証等の交付)

第10条 委員会は、「技術評価証」および「技術評価報告書」等を交付する。

(費用)

第11条 依頼者は機構と協議し、別途定める基準により決定する金額を納付しなければならない。

第4章 雑則

(規則)

第12条 この規程の施行にあたり必要な規則は、委員会が定める。

(その他)

第13条 この規程に定めのない事項および疑義が生じた場合は、委員会で対応を決定し、技術推進機構運営会議に結果を報告する。

(規程の変更)

第14条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則 (平成20年3月19日 理事会議決) この規程は、平成20年3月19日から施行する。

附則 (平成21年7月17日 理事会議決) この変更規程は、平成21年7月17日から施行する。

附則 (平成23年11月18日 理事会議決) この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。